

## 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

### (趣旨)

**第1条** 本要綱は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する学生(以下「学生」という。)が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

### (周知)

**第2条** 各学部及び研究科(以下「学部等」という。)は、履修の手引及び講義要目等において、本要綱を学生に周知するものとする。

### (成績に対する確認)

**第3条** 学生は、成績評価の理由など確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)に対し、次の方法により確認することができるものとする。

(1) 全学共通科目、専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目、教職課程科目及び大学院で履修する科目(以下「大学院科目」という。)

① 担当教員に直接確認する。

② 所属学部等の学務所管課(以下「所管課」という。)を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」(以下「確認書」という。)を提出し、確認する。

(2) 全学共通科目、専門基礎科目(専門関連科目)及び専門教育科目に位置付けられない副専攻履修者のみが履修可能な科目(以下「副専攻科目」という。)

副専攻運営部門を通じて、担当教員に確認書を提出し、確認する。

2 前項第1号①により学生から確認依頼を受けた担当教員は、直接、当該学生に確認結果を回答するものとする。

3 第1項1号②及び第1項第2号により学生から所管課又は副専攻運営部門を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、所管課又は副専攻運営部門を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。

4 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を所管課又は副専攻運営部門に通知しなければならない。

### (確認依頼受付期間)

**第4条** 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として7日以内(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に

規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。以下次項、第 5 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条において同じ。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該学期に学部等の卒業又は修了判定対象者であり、確認を行おうとする成績が学部等の卒業又は修了判定に関わる場合及び 3 月 1 日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から原則として 3 日以内とする。

#### (確認に伴う措置)

**第 5 条** 第 3 条第 1 項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は所管課を通じて確認書を受理した日から原則として 7 日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第 2 項に規定する場合の確認依頼にあつては、原則として 3 日以内に確認結果を回答するものとする。

- 2 前項の回答に当たっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、所管課又は副専攻運営部門に報告しなければならない。

#### (不服申立て)

**第 6 条** 学生は、第 3 条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案
- (2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案
- (3) 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

2 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、次の各号のとおり「成績に対する不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を提出するものとする。

- (1) 専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目及び大学院科目  
所管課を通じて、所属する学部等の長(以下「部局長」という。)に対し提出
- (2) 全学共通科目及び教職課程科目  
所管課を通じて、高等教育推進機構長に対し提出
- (3) 副専攻科目  
副専攻運営部門を通じて、履修する副専攻運営部門の長(以下「副専攻運営部門長」という。)に対し提出

#### (不服申立て受付期間)

**第 7 条** 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第 3 条による回答を受理した日から原則として 3 日以内とする。

**(審査)**

**第8条** 部局長、高等教育推進機構長及び副専攻運営部門長(以下「部局長等」という。)は、第6条第2項よる不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。ただし、不服申立書が第6条第1項に該当しないときは、不服申立てを却下することができるものとする。この場合において、所管課及び副専攻運営部門を通じて、速やかに当該学生に「成績に対する不服申立却下通知書」(以下「却下通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の審査方法は、部局長等が別に定めるものとする。

**(審査結果の報告及び対応)**

**第9条** 部局長等は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第1項の不服申立書を受理した日から 14 日以内に、所管課又は副専攻運営部門を通じて、「成績に対する不服申立回答書」(以下「不服申立回答書」という。)により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子媒体によって通知することができるものとする。

**(再審の不可)**

**第10条** 学生は、前条第1項の不服申立回答書及び第8条第1項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

**(雑則)**

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

## 成績に対する確認書

学部・研究科 \_\_\_\_\_

学科・コース等 \_\_\_\_\_

年次 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

### 記

授業科目区分 (該当科目に○)	専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目、大学院科目
	全学共通科目、教職課程科目
	副専攻科目
科目名:	担当教員名:
<b>【理由】</b> ※詳しく記入して下さい。	

年 月 日

### 教員回答欄 (該当番号に○)

担当教員名: \_\_\_\_\_

- 1 現成績評価のとおり
- 2 下記のとおり評価を訂正します。(該当記号に○し、評語又は評点を記載)  
ア 評語 ( から へ訂正)    イ 評点 ( から へ訂正)

**【回答理由】** ※1または2の理由を記入して下さい。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

